

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

波佐見町は長崎県のほぼ中央、東彼杵郡の北部に位置し、東は佐賀県武雄市、嬉野市、北は佐賀県有田町、西は佐世保市、南は川棚町に接している。

総面積55.97平方キロメートルのうち約6.4パーセントが山林原野で、周囲を山に囲まれた盆地の形状をなしており、そのため長崎県で唯一海に面しておらず、町の中央を流れる川棚川に沿って平坦部が広がっている。

町の主な産業は窯業と農業で、特に窯業は400年の歴史がある「波佐見焼」の産地として独特の分業体制を形成し発展してきた。

また、農業についても圃場整備や機械化の取り組みを行い、集落営農の法人化などを通じて生産体制の維持を図っている。

町の人口は、平成2年をピークとして緩やかな減少傾向を示しており、平成27年の国勢調査では14,891人となっている。

年齢構造をみると、年少人口（0～14歳）は13.76パーセント、生産年齢人口（15～64歳）は57.54パーセントで減少傾向にあるが、老年人口（65歳以上）は28.7パーセントと年々増加しており、少子高齢化が進行している。

年齢階級別の人口移動の状況を見ると、10代後半から20代前半における就学・就職に伴う減少が著しく、こうしたことも人口減少と少子高齢化に少なからず影響を与えていると考えられる。

また、平成26年経済センサスによると、本町における事業所のうち9.7パーセントが従業者数30名未満であり、従業者数全体の6割以上がこうした中小の事業所に勤務している。

このような少子高齢化、若年層の町外への流出など人的資源が乏しい中において、地場産業を支える中小事業所の発展には労働生産性の向上が必須である。

#### (2) 目標

中小事業者が保有する老朽化が進む設備を、生産性の高い先端設備へ切り替えることによって労働生産性の飛躍的な向上を図るため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

生産性向上特別措置法第37条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本町は、窯業や農業を中心として今日まで発展してきたことにより、卸・小売業はもとより多様な産業が育成されている。

また近年では、豊富な観光資源を活用した観光分野においても注目されつつあり、更なる産業の多様化がみられる。

こうした産業の多様化に対応し、中小企業者を効果的に支援するため、本計画の対象となる先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本町には都市計画区域はあるものの、用途指定は行っていない。

また、本町における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、対象地域は町全体を範囲とする。

### (2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本町の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全ての業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取り組みについては、計画認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては計画認定の対象としない。